

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題3	指定障害福祉サービス事業所等に対する実地指導等に係る指導方法に関する調査研究
補助基準額	640万円を上限とする。
事業概要	地域によってバラツキのある障害福祉サービス事業者等に対する各自治体の指導監査について、その実施方法、取組好事例等の情報収集を行って標準化を図る。
指定課題を設定する背景・目的	社会保障審議会障害者部会において、事業所の指導監督等の業務が増加していることから、各自治体の指導監査のその指導方法、取組好事例等の状況把握をする必要があるとされているため。
想定される事業の手法・内容	自治体が実施している指導監査について、標準化を図るための調査研究を行う。 実地指導の現状やその効率的な意向等を把握するためのアンケート調査及び実地指導の手法に創意・工夫がみられる先進自治体に訪問ヒアリング調査を行い、組織の現状や課題、意向等を把握・整理するとともに、取組好事例集を編集する。 (検討方法) ①都道府県等の指導監査担当職員、②事業者等の指導監査の対応者、③有識者等からなる検討委員会を設置し、年2回程度の開催を予定。
求める成果物の活用方法(施策への反映)	効率的な指導監査について自治体へ通知改正や事務連絡等による周知
担当課室/担当者	企画課 監査指導室 特別自立支援指導官(3067)

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 8	代筆、代読に関する効果的な支援方法に関する研究
補助基準額	640万円を上限とする。
事業概要	代筆、代読などの支援が必要な視覚障害者に対し適切なサービスが提供されるよう、意思疎通支援事業や居宅介護等で提供される代筆、代読に関する効果的な支援に資するための研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しに関する議論を行っていた社会保障審議会障害者部会において、視覚障害者に対する代筆・代読支援については、1回当たりの支援時間がそれほど長くないことから事業として成り立たず、制度として確立するため、現行制度の運用の見直しなどを検討する必要があると指摘された。</p> <p>これを受け、意思疎通支援事業や居宅介護等で提供される代筆、代読に関する効果的な支援の方法や、代筆、代読に関する支援者の在り方についての研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>当事者団体や居宅介護等の障害福祉サービス従事者、自治体、学識経験者等からなる検討会を設置し、代筆、代読に関する効果的な支援の方法や、支援者の在り方について検討する。</p> <p>さらに、必要に応じ、地方自治体等に対する調査やヒアリングを実施する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	代筆、代読についての普及に関する資料として、地方自治体や障害福祉サービス事業所等に広く周知するとともに、制度改正を行う場合の参考資料として活用する。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 情報・意思疎通支援係（3076）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 12	障害福祉の現場におけるハラスメントに対する研修素材の制作に関する研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	令和3年度に作成された「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づいた研修素材（手引き（管理者向け、職員向け）及び職員向け動画等）の作成を行い、活用を促すことで、障害福祉サービス事業所等におけるハラスメントの防止のための更なる取組の推進を図る。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害福祉サービス等の人材確保等の観点から、職員が安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整えることが重要である。そのための課題の一つである、障害福祉の現場における利用者や家族等によるハラスメントへの対応として、令和3年度において、ハラスメントの実態を把握し、事業者として取り組むべき対策などを示すマニュアルを策定した。</p> <p>また、パワーハラスメント指針（「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」令和2年1月15日厚生労働省告示第5号）では、顧客等からの著しい迷惑行為の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、研修の実施等が規定されているところである。</p> <p>こうした背景も踏まえ、ハラスメントに対する研修素材（手引き（管理者向け、職員向け）及び職員向け動画等）の制作について、指定課題として設定するものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 検討委員会の設置・運営：障害福祉サービス等に関する知見を有している学識経験者、事業所団体、労働問題やハラスメントを専門とする法律関係者等により構成し、以下の内容等について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体等が、障害福祉サービス等事業者の管理者向けに実施する研修の手引き（職員からの相談の受付と対応の仕方など） ・ 障害福祉サービス等事業者の管理者等が、職員向けに実施する研修の手引き及び動画（サービス提供する前後に確認すべきこと、管理者への相談の仕方など） <p>② 上記検討を踏まえ、研修でそのまま活用できるような形で素材の作成を行う。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>ハラスメント対策に資する研修素材（手引き（管理者向け、職員向け）及び職員向け動画等）を事業者に広く提供・活用いただくことを想定している。</p> <p>これにより、障害福祉の現場におけるハラスメント対策の推進が図られ、それによって障害福祉サービス等の人材確保・定着にも資する。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課 課長補佐（3033）、評価・基準係（3036）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 38	地域生活支援事業における日中一時支援等の利用状況等に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	障害者総合支援法に基づき、地方公共団体が実施する地域生活支援事業のうち、日中一時支援、移動支援、訪問入浴サービスの利用状況等について、障害福祉サービスの利用者像との関係を明らかにするための実態把握等を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>地域生活支援事業は、地方公共団体が地域の実情や障害児・者のニーズに応じ、柔軟に実施する事業として実施されているが、事業ニーズの増大に対して予算額の伸びには一定の制約があるところ。</p> <p>こうした中、個別給付の対象となりうる障害者等に対するサービスを地域生活支援事業が担っている場合があり、社会保障審議会障害者部会において、今後、実態把握を行っていく必要がある旨、報告書がとりまとめられている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>地方公共団体を対象として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護と日中一時支援との利用状況（日中と夜間の両方に支援ニーズがあるケースなど） ・ 個別給付が使えるにも拘わらず、地域生活支援事業により実施している事業 ・ 個別給付を提供する事業所が地域にないために地域生活支援事業により実施している事業 <p>等を把握するための調査票を作成し、調査・集計を行う。</p> <p>また、個別自治体に対するヒアリング調査により、地域生活支援事業の効果的・効率的な実施のための取組や工夫について聞き取りを行う。</p> <p>※以上について有識者で構成される検討会において議論を行う。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	得られた成果物については、次期障害福祉サービス報酬改定等における検討の基礎資料とする。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 地域生活支援係（3077）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 39	既製品・半製品に対する適切な補装具費支給のための研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	<p>補装具費支給制度で支給される補装具は、個々の障害に応じたオーダーメイドが原則であり、これに対応した補装具費の算定基準が定められているが、既製品や半製品を用いた補装具も、個々の障害に合わせて加工及び調整を行い、適合判定を行った上で支給している実態がある。</p> <p>本事業は、補装具費支給制度における既製品や半製品を用いた補装具について、より適切な支給基準の検討に向けて調査研究を行うものである。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>補装具費支給制度で支給される補装具は、障害者等の身体状況に合わせたオーダーメイドが原則であるが、既製品や半製品の機能が向上したことから、近年、既製品や半製品を用いた補装具が支給されている実態がある。しかし、現行の算定基準では既製品や半製品を補装具に用いることが想定されていない。また、補装具は長期間の装着が見込まれることから、既製品であっても加工及び調整を加えることが多く、障害の種類や程度によっては調整に困難を伴うものも多い。本事業では、既製品や半製品についての加工実態等を調査し、もって、これらの補装具にかかる適切な補装具支給のためのデータ収集及びデータに基づく制度設計を提案することが目的である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>更生相談所に対して、既製品・半製品の処方数及び処方（指導）の具体的事例を調査する。補装具製作事業者に対しては、既製品・半製品に対して行う加工内容の具体的事例および作業に必要なコスト（時間含む）を調査する。また、肩装具のように、肢位保持に必要となる装具の調整に時間を要するものについては、義肢装具士を対象者として調整に要する時間等を調査する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>本事業の結果は、令和6年度の告示改正に向けた基礎資料として活用する。</p>
担当課室/担当者	<p>企画課自立支援振興室 福祉用具専門官（3511）</p>

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 40	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務実態及び養成研修制度改定の効果検証に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、本票では「サービス管理責任者等」という。）の業務及び障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等における個別支援計画作成を核とした支援提供に係るマネジメントの実態を把握する調査及びサービス管理責任者等の養成制度改正（平成31年4月1日施行）の効果検証に関する調査研究を行い、報告書をまとめる。
指定課題を設定する背景・目的	<p>サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の業務実態把握は、平成19年度及び平成24年度に養成研修に係る調査に付随して実施されて以降行われておらず、当該調査においても業務実態把握は概要的なものに留まっている。</p> <p>サービスの種別や量が急速に拡大しており、かつ、福祉人材の確保が困難な状況にある中、常勤であり直接処遇に従事することなくサービスマネジメントに専従する職員等の業務実態を把握する必要がある。</p> <p>サービス管理責任者等の養成制度及び研修カリキュラムは、質の向上等を目的とした見直し（段階的な研修受講・OJTの実施等）を行い、平成31年4月から施行したところであるが、その効果を検証する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① サービス管理責任者等や管理者等の業務実態及び個別支援計画策定等のサービス提供マネジメントに関する事業所実態の調査（事業所への質問紙調査及びヒアリング調査）。</p> <p>② 調査に基づき、サービス管理責任者等の業務分類コードの案を作成すること。</p> <p>③ サービス管理責任者等の養成研修についての効果検証のための質問紙及びヒアリング調査（研修実施主体である都道府県等及び事業所のサービス管理責任等に対するものを実施すること）</p> <p>④ 検討委員会の設置による検討。</p> <p>※ 事業者に対する調査は、①と③を併せた調査としてよいものとし、サービス管理責任者等研修修了者の追跡調査やサービス管理責任者に関する人材確保の状況把握に関する項目を含めること。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	人員・運営基準の検討等の報酬改定の際のエビデンスとするほか、サービス管理責任者等の行う業務についての評価手法の開発等や今後のサービス管理責任者等の養成制度の見直し等の基礎資料として活用。
担当課室/担当者	地域生活支援推進室 相談支援専門官（3043）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 41	情報通信機器を用いた精神療法を安全・適切に実施するための指針の策定に関する検討
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	精神障害を有する患者に対して、精神科の医師が、情報通信機器を用いて精神療法による治療を実施する場合について、安全性・有効性の観点から検討を行い、適切に実施するための指針を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>情報通信機器を用いた診療は、情報通信技術の進展等に伴い、普及が一層進んでいくと考えられる。</p> <p>一方で、一般社団法人日本医学会連合のオンライン診療の初診に関する提言において、オンライン診療の初診に適さない症状として、(1) 患者本人の診察への同意が確認できない場合、(2) 薬物等の強い影響下にある場合、(3) 自傷・他害行為の危険が非常に高い場合等が挙げられている。精神科領域においては特に(1)から(3)に該当する可能性が考えられ、情報通信機器を用いた精神療法を、安全性を担保しつつ有効な診療として実施できる場合</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科医療における情報通信機器を用いた診療の安全性・有効性等に関する国内外の知見の収集を行う。 ・ 精神科医療の専門家(学術的、医療現場等)による検討会を開催し、上記知見を踏まえつつ、精神科医療における情報通信機器を用いた精神療法を安全・適切に実施するために遵守すべき事項等の検討を行う。 ・ 情報通信機器を用いた、有効な精神療法を、安全性を担保しつつ、実施するためのガイドラインの策定に資する報告を求める。
求める成果物の活用方法(施策への反映)	情報通信機器を用いた精神療法について遵守すべき事項等を明らかにし、安全性・必要性・有効性の観点から、医師、患者及び関係者が安心できる適切な情報通信機器を用いた精神療法を推進する。
担当課室/担当者	精神・障害保健課 課長補佐(3097)

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 42	精神科医療における行動制限の最小化に関する調査研究
補助基準額	1, 200万円を上限とする。
事業概要	精神科医療における行動制限最小化に資する取組の事例収集、ヒアリング調査 等有識者による行動制限最小化のための方策の検討等を行い、行動制限に係る制度改正のための基礎資料を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>令和4年6月にとりまとめられた「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書（以下、単に「報告書」という。）において、隔離・身体的拘束については、「不適切な隔離・身体的拘束をゼロとすることを含め、隔離・身体的拘束の最小化の取組を総合的に推進すべき」とされ、その推進に当たっては、「①現在「基本的な考え方」で示されている切迫性・非代替性・一時性の考え方について、処遇基準告示上で要件として明確に規定するべきである。②単に「多動又は不穏が顕著である場合」に身体的拘束が容易に行われることのないよう、「多動又は不穏が顕著である場合」という身体的拘束の要件は、多動又は不穏が顕著であって、かつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者に対する治療が困難であり、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれが切迫している場合や ・ 常時の臨床的観察を行っても患者の生命にまで危険が及ぶおそれが切迫している場合 <p>に限定し、身体的拘束の対象の明確化を図るべき」とされている。</p> <p>さらに、「今後、「多動又は不穏が顕著である場合」という要件を見直すに当たり、非代替性の要件の判断手法や行動制限最小化委員会の在り方に関する課題を含め、調査研究等により、告示の見直し内容とあわせ、実際の運用について、具体的な現場の指標となるよう、検討を深めていくことが必要」とされている。</p> <p>報告書における指摘を踏まえ、精神科医療における隔離・身体的拘束の最小化に係る取組の事例収集等を行い、現場における運用の具体的な指標等を検討するとともに、基準告示の見直し内容を含めた行動制限最小化のための方策等について有識者による総合的な検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 精神病床における行動制限最小化に関する優良事例のヒアリング調査、事例収集等を実施する。 2. 行動制限最小化のための方策等について、有識者による検討委員会を設置し、検討を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	精神病床における隔離・身体的拘束に関して、基準告示の見直し等、制度改正に向けた基礎資料として報告書を取りまとめるとともに、精神科医療の現場において活用できるよう行動制限を最小化するための運用の具体的な指標等について取りまとめる。
担当課室/担当者	精神・障害保健課 精神医療専門官（3103）